

平 24 福個答申第 3 号
平成 24 年 10 月 18 日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(市長室秘書課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する異議申立てに
ついて (答申)

福岡市個人情報保護条例 (平成 17 年福岡市条例第 103 号) 第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 23 年 9 月 30 日付け秘書第 81 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 65 号

「平成〇年〇月〇日及び〇月〇日に秘書課において〇〇氏と応対した際の
議事録」の非開示決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「平成〇年〇月〇日及び〇月〇日に秘書課において〇〇氏と応対した際の議事録」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が保有していないことを理由に行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成 23 年 8 月 31 日付けの本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成 23 年 8 月 24 日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、「平成〇年〇月〇日及び〇月〇日に秘書課において〇〇氏と応対した際の議事録」の開示請求を行った。

なお、異議申立人は保有個人情報開示請求書に次のように記述している。「秘書課〇〇について『回答について、行政の内は全く自分にはわかりません。広聴課長同行して頂き尋常に伺いました。2～3 時説明された上回答は一体何ですか。一職員として、指導するべきで、最初から事情説明するべきであり、広聴課長も常時同席して当日の来課した際議事録として提出下さい（職員として責任がある）。』」（職員の職名等を一部補正した。）

② 平成 23 年 8 月 31 日、実施機関は、本件個人情報について、保有していないことを理由として、条例第 24 条第 2 項の規定により本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成 23 年 9 月 27 日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

本件処分は、文書がないとのことであり、納得できないため、違法不当である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 24 年 5 月 16 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

- ① 本件個人情報については、異議申立人から市長室秘書課〇〇宛の平成〇年△月△日付けの手紙及び同年△月△日付けの手紙の中に来課日についての記載があったため、来課した日を平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日と特定し、本件処分を行ったものである。
- ② 異議申立人が広聴課に来課し、市長に会いたいということで、広聴課長が秘書課に案内し、秘書課〇〇が応対したという経緯であるうえ、秘書課長も異議申立人の申入れ内容を従前からわかっていたことから、議事録は作成していない。
- ③ 秘書課では、来客応対は日常業務であり、職員各々で応対している。また、来客に関する記録は、応対した職員の判断で一部作成する場合もあるが、ほとんどの場合は作成しない。
- ④ 公文書の作成に関しては、福岡市公文書の管理に関する規則（平成 14 年福岡市規則第 82 号）第 6 条第 1 項に「事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない。」と規定されているが、来客応対については「意思決定及び報告」に該当せず、応対した際の議事録の作成が義務付けられているものではない。
- ⑤ このため、平成〇年〇月〇日及び同年〇月〇日に異議申立人が来課した際の応対を議事録として作成していないことに、違法・不当な点はなく、本件処分は正当かつ妥当である。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 個人情報の開示請求の対象について

個人情報の開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報である。保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公文書（福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限られる。

(2) 公文書について

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

(3) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件開示請求の内容及び経緯に照らし、平成〇年〇月〇日及び

同年○月○日に異議申立人が秘書課に来課し、同課の職員が異議申立人に応対した際の、来課日時、来課者名、応対した職員の職氏名、異議申立人の要望内容、同課職員の回答など、双方でやりとりした内容を同課職員が記録したものと解されるが、実施機関は、これを作成していないため保有していないことを理由に本件処分を行っている。そこで、当審議会では、実施機関の職員が本件個人情報を作成していないこと、実施機関が公文書として保有していないことに、不自然、不合理な点がないかどうか、また、作成すべきであったかどうかについて検討する。

(4) 公文書の作成義務について

公文書の作成については、福岡市公文書の管理に関する規則（平成14年福岡市規則第82号。以下「公文書管理規則」という。）第6条第1項本文に「事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない。」と規定され、ただし書に「処理に係る事案が軽微なものであるとき」、「意思決定又は報告と同時に公文書を作成することが困難であるとき」の場合はこの限りでない、と規定されている。

このうちの「軽微なもの」とは、文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合である。

(5) 本件個人情報の存否について

実施機関は、来客応対は公文書管理規則第6条第1項本文に規定する「意思決定及び報告」に該当せず、応対した際の議事録の作成が義務付けられているものではなく、議事録を作成していないため、本件個人情報を保有していないと主張する。

福岡市における市民からの相談等への対応については、市長室広聴課が作成した「広聴のしおり」によれば、まず、最初に相談を受け付けた窓口が責任を持って正確に本来の担当課へつなぎ、担当課が責任を持って対応するという考え方が記されている。また、広聴課及び各区の広聴担当課（以下「広聴部門」という。）については、原則として相談カードに事跡を記録するなど事務処理方法が具体的に示されているが、一方で、広聴部門以外の課については、その事務処理方法について特別に示されているものはなく、各課の判断に委ねられている。

秘書課は広聴部門ではないものの、市長の秘書業務に携わっている関係から、秘書課以外の様々な部署が担当する事務事業に関して、市長へ直接要望を申し入れたいと望む市民の応対を行う場合があるものと考えられる。しかしながら、要望等の内容に係る担当課が責任をもって対応するようになっていることから、本件のように、担当課職員が同席している場合や、秘書課及び担当課が既に要望内容を把握している場合には、秘書課において応対した際の議事録等を作成しなければ職務上の支障が生じるということはないものと認められる。したがって、本件個人情報を実施機関の職員が作成しておらず、実施機関が保有していないことに、不自然、不合理な点はないと言わざるを得ない。

また、公文書管理規則の規定に照らしても、公文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合にまで作成義務を負わせる趣旨ではない以上、前述のとおり、実施機関の職員に本件個人情報に係る公文書を作成すべき義務があったとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成23年9月30日	実施機関から諮問
平成23年11月4日	実施機関から弁明意見書を受理
平成24年5月16日（第121回不服申立て部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成24年6月29日（第122回不服申立て部会）	審議
平成24年7月18日（第123回不服申立て部会）	審議
平成24年8月22日（第124回不服申立て部会）	審議
平成24年9月19日（第125回不服申立て部会）	審議